

奈良県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十八号

奈良県行政手続条例の一部を改正する条例

奈良県行政手続条例（平成八年三月奈良県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

「第四章 行政指導（第三十条―第三十五条） 目次中 第五章 届出（第三十六条）」	「第四章 行政指導（第三章 第五章 処分等の求め） 第六章 届出（第三十八
--	--

十条―第三十六条）

第三十七条） に改める。

条） 「

第二条第五号並びに同号イ及びウ中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三条中「第四章」を「第五章」に改め、同条第九号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第十号中「かわる」を「関わる」に改める。

第四条、第十三条第一項、同項第一号イ、同条第二項第五号、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第三項、第二十二条第三項並びに第二十八条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第三十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

二 前号の条項に規定する要件

三 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第五章中第三十六条を第三十八条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 処分等の求め

第三十七条 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 法令に違反する事実の内容
- 三 当該処分又は行政指導の内容
- 四 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- 五 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- 六 その他参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならぬ。

第四章中第三十五条を第三十六条とし、第三十四条の次に次の一条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第三十五条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 当該行政指導の内容
- 三 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- 四 前号の条項に規定する要件
- 五 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- 六 その他参考となる事項

- 3 当該県の機関は、第一項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（奈良県税条例の一部改正）

- 2 奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「第三十三条第三項」を「第三十三条第四項」に、「第三十三条第二項」を「第三十三条第三項」に改める。